

結の故郷伝統文化「おおの遺産」募集要項

大野市では、地区や集落などに伝わり、次世代に継承することが必要な年中行事や伝統芸能、風習などを結の故郷伝統文化「おおの遺産」として認証し、保存・継承する活動を支援します。先人から守り受け継いだ伝統文化を、私たちの手で未来につなぎましょう。

また、市は「おおの遺産」に認証された伝統文化の保存団体等に、保存活動や後継者育成事業を対象に補助金を交付するなどの支援をします。

募集対象 市内の団体や個人、地区などで継承されている伝統文化

例 里神楽 盆踊り 左義長 報恩講料理 伊勢講 初午の団子まき
焼畑 川の伝統漁法 紙漉き 民謡・宴歌など

応募方法 結の故郷伝統文化認証同意書と「おおの遺産」応募用紙に必要事項を記入し、添付資料を添えて提出してください。

記入のしかたや詳しい内容については生涯学習・文化財保護課にご相談ください。

記載内容の詳細については、聞き取り調査を追加することがあります。

添付資料 写真など活動の様子がわかる資料

応募用紙の配布場所

応募用紙等必要書類は、生涯学習・文化財保護課（歴史博物館内）のほか、教育委員会教育総務課、学びの里「めいりん」、各公民館にあります。大野市ホームページからもダウンロードできます。

提出先 生涯学習・文化財保護課、各公民館

募集受付 平成28年6月1日から随時受け付けます。

認 証 応募書類をもとに「大野市結の故郷伝統文化認証審査会」が審査します。市は認証決定された応募者に「結の故郷伝統文化認証書」を交付します。認証後の活動状況によっては、審査の上、認証を取り消すことがあります。

【認証基準】

- ・大野市の生活文化などの特色を表し、伝えているもの
- ・長期にわたり継承していること

公 表 認証結果は「広報おおの」やホームページに掲載するほか、報道機関等に情報提供します。

伝統文化伝承事業補助金について

「おおの遺産」の認証を受けた団体等は、伝統文化の保存や継承に必要な活動に対して補助金の交付を受けることができます。

補助の対象事業と補助金額

対象事業	事業の内容	補助金額
保存活動	関係団体が保存活動のために行う事業	補助率 1/2 5万円以内
備品整備	衣装や道具など備品の購入や整備	補助率 3/4 10万円以内
後継者育成	子どもの体験講習や育成講習会などの事業	補助率 3/4 10万円以内

交付内容 補助金は年1回交付します。1団体等につき3回まで申請ができます。
対象事業のすべてについて同時に申請することも、どれかを選んで申請することもできます。
ただし、ほかの補助金を受ける場合は申請できません。
飲食にかかる経費は対象になりません。

申請方法 「大野市結の故郷伝統文化伝承事業補助金交付申請書」と下記の添付資料を生涯学習・文化財保護課に提出してください。
申請書等の様式は生涯学習・文化財保護課にお問い合わせください。また、大野市ホームページからダウンロードもできます。

添付資料

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③結の故郷伝統文化認証書のコピー

交付決定 書類審査の上、補助金交付決定通知書を交付します。

補助金交付 事業が完了したら、「大野市結の故郷伝統文化伝承事業完了実績報告書」と「大野市結の故郷伝統文化伝承事業補助金交付請求書」を事業実績書、収支決算書とともに提出してください。書類を確認の上、補助金を支払います。

この事業に関する申し込み・問い合わせ

大野市教育委員会事務局 生涯学習・文化財保護課
〒912-0084 大野市天神町2番4号 歴史博物館内
電話 (0779) 65-5520
大野市ホームページ <http://www.city.ono.fukui.jp/>